

消費税・地方消費税の
確定申告と納税は、正
しくお早めに

富良野税務署

〒22 2144

平成16年分の消費税と地
方消費税(個人事業者)の確
定申告は、3月31日(木)が申
告・納付の期限となってい
ます。

相談される場合、特に所
得税の確定申告期限(3月
15日)間近になりますと税
務署は大変混雑し、長時間
お待ちいただくことがあり
ます。

申告書は、できるだけご
自分で書いてお早めに提出
してください。またできあ
がった申告書は、郵送でも
提出できます。

※ご注意ください
期限内に申告や納税をし
なかつたり、間違つた申告
をすると、後で不足の税金
を納めるだけでなく、加算
税や延滞税も納めなければ
ならないことになります。

消費税は、預り金的性格を
有する税です。忘れずに期
限内に納付しましょう。

「自動車保険請求相談
センター」を開設

(社)日本損害保険協会

〒011 290 1881

交通事故による死傷者の
数は、年に119万人(平
成15年)にものぼります。
これは残念ながら、誰も
が被害者にも、加害者にも
なる可能性があることを物
語っています。

交通事故の態様も複雑化
し、その解決にお困りの方
も多いことから、当協会では
全国に相談窓口を設置し、
無料で自動車損害賠償責任
保険ならびに任意自動車保
険の請求についての相談を
受け付けています。

札幌市中央区北1条西7
丁目1 2

(社)日本損害保険協会北海
道支部札幌自動車保険請
求相談センター
〒011 290 1881



スポーツ安全保険の加入を
教育委員会・生涯学習係

〒52 2211

教育委員会では、町民の
皆さんに安心してスポーツ
や社会教育活動をしてい
ただくため、万一の事故に備
えた「スポーツ安全保険」制
度の活用をすすめています。
この保険は、傷害保険と
賠償責任保険などがセット
になっており、スポーツ・
文化・ボランティア活動な
どを行う5名以上のグルー
プ(団体)を対象として、
加入団体の管理下での活動
中、または集合・解散場所
への移動中に発生した傷害
が対象となります(日本国
内の事故に限ります)。た
だし、個人または学校管理
下での活動中、または故意
による傷害などは対象にな
りません(加入区分AWに
ついては個人練習中も対象
になります)。

保険適用期間
平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで
加入受付期間
平成17年3月1日から
平成18年2月15日まで

団体	対 象	加入 区分	掛 金 (1人年額)	傷害保険(保険金額)				賠償責任保険 (補償限度額) 免責(自己負担)1,000円	共済見舞金
				死 亡	後遺障害 (最 高)	入 院 (1日につき)	通 院 (1日につき)		
子 ど も の 団 体	中学生以下の子ども スポーツ活動を行わない大人	A	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 160万円	
	中学生以下の子ども	AW	1,050円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円		
	上記の個人練習中、個人活動			100万円	150万円	1,000円	500円	対象外	
大 人 の 団 体	中学生以下の子供の団体の指 導者	AC	1,000円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 160万円	
	大人の文化活動、ボランティア 活動および地域活動(ス ポーツ(ダンスを含む)を除く)	A	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	老人クラブなど	B	800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	大人のスポーツ活動	C	1,500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	危険度の高いスポーツ活動	D	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		